寄宿舎（寮）に係る保証の極度額について

１　極度額とは

民法は、保証人の保護のため、個人が保証人となる根保証契約（※）については、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければならないと規定しています。

学生の本学に対する債務が極度額を超えた場合（例えば、寮の施設を損壊して高額な損害賠償債務が発生した場合）であっても、保証人が支払い義務を負うのは極度額までであり、極度額を超えた金額については支払う必要はありません。

なお、極度額は退寮するまで変更はありません。

（※）根保証契約とは、一定の範囲に属する不特定の債務を保証する保証契約をいい、寮費の支払い債務や施設の損壊した場合等に生じる損害賠償債務を保証するものも、根保証契約に含まれます。

２　極度額は以下のとおりとします。

①　学部学生、大学院学生、養護教諭特別別科学生

	極度額（単位：円）				
	学部学生	大学院生			養護教諭特別別科学生
		右記以外	特別免許プログラム対象者	短期履修学生制度対象者	
紫藻寮	1,599,000	959,400	1,279,200	639,600	―
北香寮	2,238,000	1,342,800	1,790,400	895,200	―
築ヶ丘寮	1,941,000	1,164,600	1,552,800	776,400	―
春光寮	1,170,000	702,000	936,000	468,000	―
鶴ヶ岱寮	1,854,000	1,112,400	1,483,200	741,600	―
桐花寮	1,779,000	1,067,400	1,423,200	711,600	711,600
翠蔭寮	654,000	392,400	523,200	261,600	261,600
希望寮	1,563,000	937,800	1,250,400	625,200	―
清明寮	1,518,000	910,800	1,214,400	607,200	―

※　上記額は、以下の計算により得られた額としています。

なお、標準修業年限、寄宿料月額、光熱水料月額、寮費月額は、別紙を参照ください。

極度額＝寄宿料月額×１２×（標準修業年限＋１）＋

（光熱水料月額＋寮費月額）×１２×（標準修業年限＋１）×１．５

②　研究生、科目等履修生及び特別聴講学生

極度額　＝　寄宿料月額×入寮を許可された月数＋（※光熱水料月額＋※寮費月額）×入寮を許可された月数×１．５

※　寄宿料月額、光熱水料月額、寮費月額は、別紙を参照ください。

別紙

〇標準修業年限一覧

学生区分	標準修業年限
学部学生	4 年
大学院学生	2 年
大学院学生（特別免許プログラム対象者）	3 年
大学院学生（短期履修学生制度対象者）	1 年
養護教諭特別別科	1 年

〇寄宿料等一覧

（単位：円）

寄宿舎（寮）名	寄宿料月額	光熱水料月額	寮費月額
紫藻寮	4,300	14,100	800
北香寮	4,300	21,500	500
築ヶ丘寮	4,300	12,800	5,900
春光寮	1,800	11,800	0
鶴ヶ岱寮	1,800	17,800	1,600
桐花寮	4,300	15,700	1,200
翠蔭寮	4,300	3,400	1,000
希望寮	4,300	14,500	0
清明寮	4,300	11,050	2,950

※上記額（光熱水料、寮費（自己負担））については、極度額を算出するための根拠であり、実際の取扱いは以下のとおりとなっています。

① 札幌地区（紫藻寮、北香寮）、旭川地区（春光寮：寮費のみ）、釧路地区（鶴ケ岱寮）、岩見沢地区（希望寮：寮費のみ）については、当該寮生会等から入寮生に対して別途請求があります。

② その他の寮については、当該寮生会が定めた金額（毎年４月支払い分から１年間の月額について前年度の２月に見直す。）を大学が口座振替により徴収し、年度末に過不足分を調整します。